

厚生労働省和歌山労働局発表
平成 30 年 6 月 4 日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部健康安全課
	健康安全課長 宮下 康彦
	産業安全専門官 豊倉 慎一
	電 話 073 (488) 1151
	F A X 073 (475) 0113

平成 2 9 年の労働災害発生状況

～死亡災害は減少するも、死傷災害（休業4日以上）は増加～

～～死傷災害は前年より 4.0%の増加～～

和歌山労働局（局長 松淵厚樹）では、このたび、和歌山県内における平成 2 9 年の労働災害発生状況について取りまとめましたので、お知らせします。

平成 29 年の休業 4 日以上の死傷者数 1,116 人

- ・ 前年に比べ、43 人（4.0%）増加した。
業種別では、製造業が 276 人（平成 28 年 241 人）と最多であり、次いで保健衛生業 143 人（同 105 人）、建設業 130 人（同 158 人）、運輸交通業 129 人（130 人）、商業 110 人（同 109 人）、農林業 107 人（同 108 人）と続いている。
保健衛生業で 38 人（36.2%）、製造業で 35 人（14.5%）と大幅に増加している。
また、事故の型別では、墜落・転落災害（231 人）、転倒災害（229 人）、動作の反動等（137 人）、はさまれ・巻き込まれ災害（126 人）の順となっている。

平成 29 年の死亡者数は 9 人

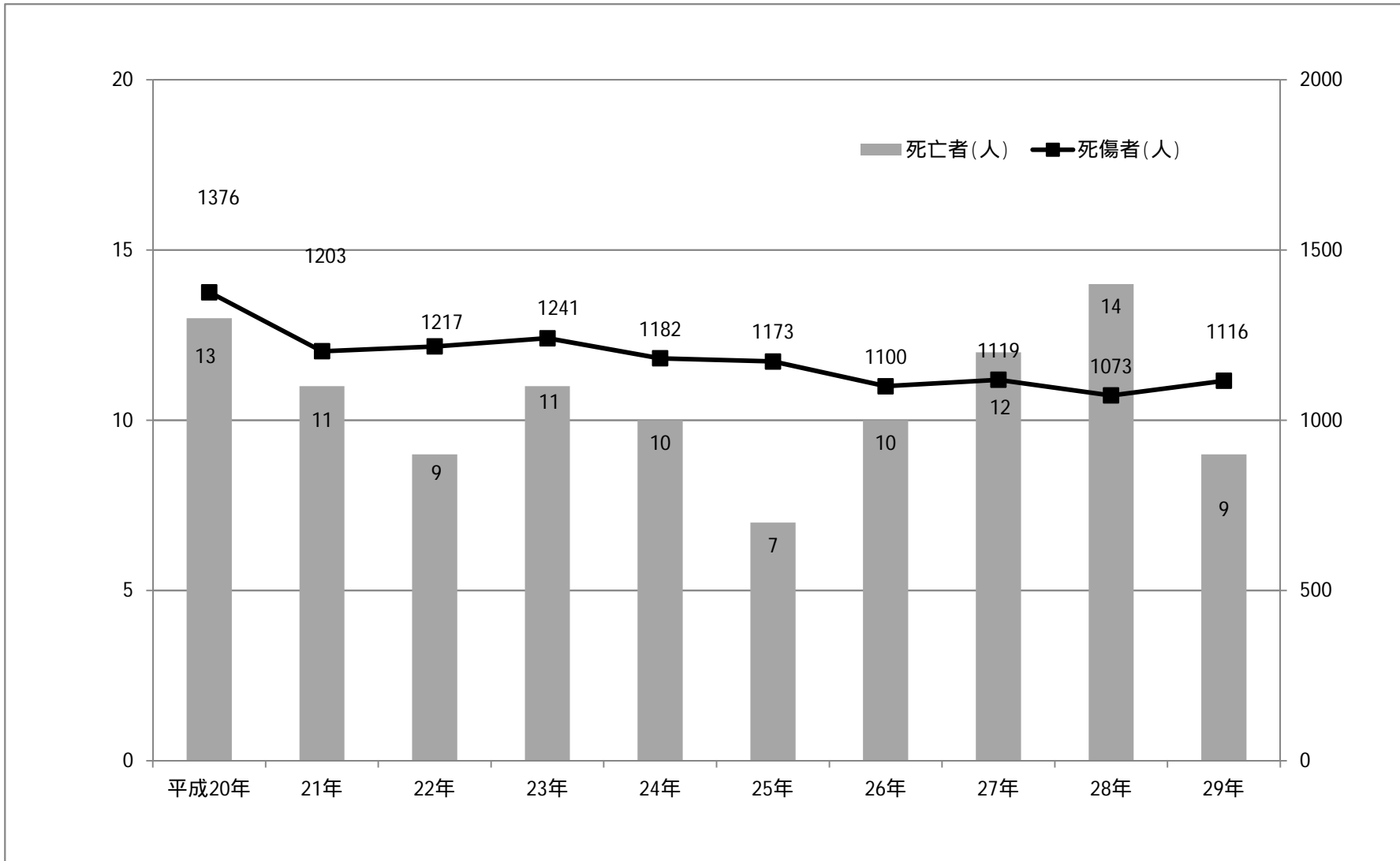
- ・ 平成 28 年の 14 人から 5 人減少し、9 人となった。
業種別では、建設業で 3 人、うち 2 人が熱中症によるものであった。
また、9 人にうち、経験区分が 5 年未満の労働者が 6 人と経験の浅い労働者の死亡災害が目立っている。

和歌山労働局では、製造業、建設業、運輸交通業、農林業及び就労人口が増加傾向にある第 3 次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設）を労働災害防止の重点業種として、死亡災害の撲滅と死傷災害の大幅な減少のために、第 13 次労働災害防止計画（2018 年度から 2022 年までの 5 年間）の中で、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止 建設業における墜落・転落災害の防止 荷役作業における災害防止 果実収穫作業における災害防止 転倒災害の防止 熱中症による災害防止 介護作業における腰痛予防等に取り組みます。

添付資料

- ・和歌山県内における労働災害発生の推移
- ・平成 29 年労働災害発生状況（簡略版）
- ・平成 29 年労働災害発生状況
- ・平成 29 年死亡災害発生状況
- ・「STOP！転倒災害プロジェクト」のリーフレット
- ・「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」のリーフレット
- ・「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」のリーフレット

和歌山県内における労働災害発生の推移



平成29年 労働災害発生状況(対前年比)

(確定)

和歌山労働局

	和歌山局				和歌山署			御坊署			橋本署			田辺署			新宮署			
	平成29年		増減数	増減率	平成29年		増減数	平成29年		増減数	平成29年		増減数	平成29年		増減数	平成29年		増減数	
	死	休・死			死	休・死		死	休・死		死	休・死		死	休・死		死	休・死		死
製造業	食料品製造		85	12	16.4%		30	3		13	3		12	4		25		5	2	
	繊維工業		16	5	45.5%		6	-4					10	9						
	衣服その他の繊維		3	-1	-25.0%		3						-1							
	木材・木製品		23	10	76.9%		6	-1		6	3		2			7	6		2	2
	家具・装備品		12	3	33.3%		10	2			-1		2	2						
	パルプ等		6	2	50.0%		2			1			3	2						
	印刷・製本			-5	-100.0%			-2						-3						
	化学工業		27	15	125.0%		13	6		8	6		6	3						
	窯業土石		6	-9	-60.0%		2	-3		1	1		2	-5					1	-2
	鉄鋼業		5	3	150.0%		4	2					1	1						
	非鉄金属		1								-1		1	1						
	金属製品	1	47				16	-7	1	13			12	4		5	2		1	1
	一般機械器具	1	14	-2	-12.5%		11	1		1	-2		-1	1	2					
	電気機械器具		8	3	60.0%		2	-1		4	3		2	1						
	輸送機械製造		7	1	16.7%		1	-2		2	-1		2	2		2	2			
電気・ガス			-1	-100.0%			-1													
その他の製造		16	-1	-5.9%		9	-1			-3		3	2			-2		4	3	
製造業小計	2	276	35	14.5%		115	-8	1	49	8		58	21	1	41	8		13	6	
鉱業		1	-2	-66.7%			-1					1	-1							
建設業	土木工事	2	41	-15	-26.8%		13	-1		9	-6	1	6	-2	1	9			4	-6
	建築工事	1	78	-7	-8.2%		30	-4		9	-4	1	13	6		18	-6		8	1
	その他の建設		11	-6	-35.3%		3	2		5	-2		2	-2		1	-2			-2
	建設業小計	3	130	-28	-17.7%		46	-3		23	-12	2	21	2	1	28	-8		12	-7
運輸交通業	鉄道等		3	-1	-25.0%		3	-1												
	道路旅客		16	5	45.5%		13	6		1			1	1		1	-1		-1	
	道路貨物運送	2	109	-5	-4.4%	1	67	-4	1	12	3		13	-7		12	1		5	2
	その他の運輸交通		1				1	1												-1
	運輸交通業小計	2	129	-1	-0.8%	1	84	2	1	13	3		14	-6		13				5
貨物取扱業	陸上貨物		5				3	-2		1	1		1	1						
	港湾運送業		1	1															1	1
	貨物取扱小計		6	1	20.0%		3	-2		1	1		1	1					1	1
農林業	農業		57	5	9.6%		7	3		18	-7		13	6		17	1		2	2
	林業		50	-6	-10.7%					5	-5		7	1		25	-3		13	1
	農林業小計		107	-1	-0.9%		7	3		23	-12		20	7		42	-2		15	3
畜産・水産業	1	9	-13	-59.1%			-4		6	-8					1	2	2		1	-3
商業	卸売業		12	-2	-14.3%		8	-5		1	1		1			2	2			
	小売業		87	2	2.4%		42	-3		11	6		13	-1		10	-6		11	6
	理美容業		3	1	50.0%		2						1	1						
	その他の商業		8				6	2		2	2						-3		-1	
	商業小計		110	1	0.9%		58	-6		14	9		15			12	-7		11	5
金融・広告業	金融業		14	-1	-6.7%		11	-2		1			2	2			-1			
	広告・あっせん		4	3	300.0%		1						3	3						
	金融・広告業小計		18	2	12.5%		12	-2		1			5	5			-1			
映画・演劇業																				
通信業		21	3	16.7%		9			3			1	-1		6	3		2	1	
教育・研究業		7	-1	-12.5%		5	1			-2		2	2			-1			-1	
保健衛生業	医療保健業		27	4	17.4%		17	5		2	-4		4	1		2	1		2	1
	社会福祉施設		114	33	40.7%		42	5		18	12		22	8		20	8		12	
	その他の保健衛生		2	1	100.0%											1	1		1	
	保健衛生業小計		143	38	36.2%		59	10		20	8		26	9		23	10		15	1
接客娯楽業	旅館業		28	11	64.7%		5	2		1	1		4			14	6		4	2
	飲食店		25	-8	-24.2%		16			2	-4		1	-2		5	-1		1	-1
	その他の接客	1	18	-2	-10.0%		8	2		1	-5		4	-1	1	4	1		1	1
	接客娯楽小計	1	71	1	1.4%		29	4		4	-8		9	-3	1	23	6		6	2
清掃・と畜		48	7	17.1%		23	6		2	-6		3	1		9	-4		11	10	
官公署																				
その他の事業	派遣業																			
	その他の事業		40	1	2.6%		20	-5		2	-3		7	4		6	3		5	2
	その他の事業小計		40	1	2.6%		20	-5		2	-3		7	4		6	3		5	2
合計	9	1,116	43	4.0%	1	470	-5	2	161	-22	2	183	41	4	205	9		97	20	

死亡は、内数

平成29年 労働災害発生状況(対前年比)

(確定)

和歌山労働局

		和歌山労働局				和歌山労働基準監督署				御坊労働基準監督署				橋本労働基準監督署				田辺労働基準監督署				新宮労働基準監督署								
		平成29年		平成28年		増減数	増減率	平成29年		平成28年		増減数	増減率	平成29年		平成28年		増減数	増減率	平成29年		平成28年		増減数	増減率					
		死	休	死	休			死	休	死	休			死	休	死	休			死	休	死	休			死	休	死	休	
製造業	食料品製造	85	1	73	12	16.4%	30		27	3			13	1	10	3			12	8	4		25	25		5	3	2		
	繊維工業	16		11	5	45.5%	6		10	-4									10	1	9									
	衣服その他の繊維	3		4	-1	-25.0%	3		3											1	-1									
	木材・木製品	23		13	10	76.9%	6		7	-1			6		3	3			2	2			7	1	6		2	2		
	家具・装備品	12		9	3	33.3%	10		8	2					1	-1			2		2									
	パルプ等	6		4	2	50.0%	2		2					1	1				3	1	2									
	印刷・製本			5	-5	-100.0%			2	-2											3	-3								
	化学工業	27		12	15	125.0%	13		7	6			8		2	6			6	3	3									
	窯業土石	6		15	-9	-60.0%	2		5	-3			1			1			2	7	-5					1	3	-2		
	鉄鋼業	5		2	3	150.0%	4		2	2									1		1									
	非鉄金属	1		1												1	-1			1		1								
	金属製品	1	47	2	47			16	1	23	-7	1	13		13				12	1	8	4	5	3	2	1		1		
	一般機械器具	1	14		16	-2	-12.5%	11		10	1		1		3	-2			1	-1	1	-1	1	2	2					
	電気機械器具	8		5	3	60.0%	2		3	-1			4		1	3			2	1	1									
	輸送機械製造	7		6	1	16.7%	1		3	-2			2		3	-1			2		2			2						
電気・ガス			1	-1	-100.0%			1	-1																					
その他の製造	16		17	-1	-5.9%	9		10	-1					3	-3			3	1	2			2	-2	4	1	3			
製造業小計	2	276	3	241	35	14.5%	115	1	123	-8	1	49	1	41	8			58	1	37	21	1	41	33	8	13	7	6		
鉱業		1		3	-2	-66.7%			1	-1								1		2	-1									
建設業	土木工事	2	41	3	56	-15	-26.8%	13	3	14	-1		9		15	-6	1	6	8	-2	1	9	9		4	10	-6			
	建築工事	1	78	4	85	-7	-8.2%	30	1	34	-4		9	2	13	-4	1	13	7	6		18	24	-6	8	1	7	1		
	その他の建設		11		17	-6	-35.3%	3		1	2		5		7	-2		2	4	-2		1	3	-2			2	-2		
	建設業小計	3	130	7	158	-28	-17.7%	46	4	49	-3		23	2	35	-12	2	21	19	2	1	28	36	-8	12	1	19	-7		
運輸交通業	鉄道等		3		4	-1	-25.0%		3		4	-1																		
	道路旅客		16		11	5	45.5%		13		7	6		1	1				1		1		1	2	-1		1	-1		
	道路貨物運送	2	109	1	114	-5	-4.4%	1	67	1	71	-4	1	12		9	3		13	20	-7		12	11	1	5	3	2		
	その他の運輸交通		1		1				1		1																1	-1		
運輸交通業小計	2	129	1	130	-1	-0.8%	1	84	1	82	2	1	13		10	3		14	20	-6		13	13		5	5				
貨物取扱業	陸上貨物		5		5				3		5	-2		1		1			1		1									
	港湾運送業		1		1																					1	1			
	貨物取扱小計		6		5	1	20.0%		3		5	-2		1		1			1		1					1	1			
農林業	農業		57		52	5	9.6%		7		4	3		18	25	-7		13	7	6		17	16	1	2		2			
	林業		50	1	56	-6	-10.7%							5	10	-5		7	6	1		25	1	28	-3	13	12	1		
	農林業小計		107	1	108	-1	-0.9%		7		4	3		23	35	-12		20	13	7		42	1	44	-2	15	12	3		
畜産・水産業	1	9		22	-13	-59.1%			4	-4			6	14	-8						1	2	2	2	1	4	-3			
商業	卸売業		12		14	-2	-14.3%		8		13	-5		1		1			1	1			2		2					
	小売業		87		85	2	2.4%		42		45	-3		11		5	6		13	14	-1		10	16	-6	11	5	6		
	理美容業		3		2	1	50.0%		2		2								1		1									
	その他の商業		8		8				6		4	2		2		2								3	-3		1	-1		
	商業小計		110		109	1	0.9%		58		64	-6		14		5	9		15	15			12	19	-7	11	6	5		
広告業・金融業	金融業		14		15	-1	-6.7%		11		13	-2		1		1			2		2			1	-1					
	広告・あっせん		4		1	3	300.0%		1		1								3		3									
	金融・広告業小計		18		16	2	12.5%		12		14	-2		1		1			5		5			1	-1					
映画・演劇業																														
通信業		21		18	3	16.7%		9		9			3		3			1	2	-1		6	3	3	2	1	1			
教育・研究業		7	1	8	-1	-12.5%		5	1	4	1			2	-2			2		2			1	-1		1	-1			
保健衛生業	医療保健業		27		23	4	17.4%		17		12	5		2		6	-4		4	3	1		2	1	1	2	1	1		
	社会福祉施設		114		81	33	40.7%		42		37	5		18		6	12		22	14	8		20	12	8	12	12			
	その他の保健衛生		2		1	1	100.0%																1		1	1	1			
	保健衛生業小計		143		105	38	36.2%		59		49	10		20		12	8		26	17	9		23	13	10	15	14	1		
接客娯楽業	旅館業		28		17	11	64.7%		5		3	2		1		1			4	4			14	8	6	4	2	2		
	飲食店		25		33	-8	-24.2%		16		16			2		6	-4		1	3	-2		5	6	-1	1	2	-1		
	その他の接客娯楽	1	18		20	-2	-10.0%		8		6	2		1		6	-5		4	5	-1	1	4	3	1	1	1			
	接客娯楽小計	1	71		70	1	1.4%		29		25	4		4		12	-8		9	12	-3	1	23	17	6	6	4	2		
清掃・と畜		48		41	7	17.1%		23		17	6		2		8	-6		3	2	1		9	13	-4	11	1	10			
官公署																														
その事業他	派遣業																													
	その他の事業		40	1	39	1	2.6%		20	1	25	-5		2		5	-3		7	3	4		6	3	3	5	3	2		
	その他の事業小計		40	1	39	1	2.6%		20	1	25	-5		2		5	-3		7	3	4		6	3	3	5	3	2		
合計	9	1,116	14	1,073	43	4.0%	1	470	8	475	-5	2	161	3	183	-22	2	183	1	142	41	4	205	1	196	9	97	1	77	20

死亡は、内数

平成29年 死亡災害発生状況 (確定)

和歌山労働局

死亡累計	署	災害発生日	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災害発生状況
1	御坊	2月	製造業	崩壊、倒壊	金属材料	20歳代	作業員	1年以上 5年未満	橋桁製作作業において、鋼板の上に仮付溶接された大型部材の近くで、被災者が作業の準備を行っていたところ大型部材が倒れてきたものの。
2	田辺	3月	接客娯楽業	激突され	その他の環境	30歳代	作業員	1年以上 5年未満	動物の世話を行っていたところ、動物が暴れだし被災したものの。
3	田辺	6月	建設業	墜落・転落	立木等	60歳代	作業員	30年以上	立木に梯子を掛け、チェーンソーを用いて伐採作業を行っていた被災者が墜落しているのを伐倒木に近づいた同僚に発見されたもの。
4	橋本	7月	建設業	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	30歳代	作業員	1年未満	敷地内に植えられている樹木の剪定作業において、剪定された枝葉等の運搬作業を行っていたところ、夕刻になり、熱中症により倒れている被災者が発見されたもの。
5	田辺	7月	畜産業	墜落・転落	建築物・構築物	40歳代	作業員	1年未満	タンクの向きを変えるために、ドラグ・ショベルのバケットに繊維ロープを掛け、繊維ロープを介しタンクをつり上げたところ、繊維ロープが外れその弾みでタンクの上に乗っていた被災者が墜落したものの。
6	橋本	7月	建設業	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	40歳代	作業員	20年以上 30年未満	工場増築工事において、コンクリート打設作業に伴い左官作業を行っていたところ、夕刻になり、被災者が熱中症により倒れていたもの。
7	田辺	12月	製造業	はさまれ・巻き込まれ	その他の一般動力機械	50歳代	作業員	30年以上	金属製品をコンベアにより加熱炉内へ自動投入していたところ、機械の不具合で自動投入ができなくなり、手動で操作したところ、機械が動きだし、炉の投入口と金属製品の間に頭部をはさまれたもの。
8	和歌山	12月	運輸交通業	飛来・落下	機械装置	10歳代	作業員	1年未満	トラックに積載されたクレーンの部材を移動式クレーンにより降ろしていたところ、トラックの荷台から部材が落下し、付近で作業をしていた被災者が下敷きとなったもの。
9	御坊	12月	運輸交通業	はさまれ・巻き込まれ	トラック	60歳代	運転者	1年以上 5年未満	ゴミ収集車の洗車作業を行っていたところ、ゴミ収集車のゴミ投入口に被災者が、はさまれていたもの。



STOP! 転倒災害

プロジェクト

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!



まずは、職場内で情報共有

転倒危険場所を見える化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、転倒の危険を見える化しましょう！

下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

転倒危険！



コメント

切り取り線

2月・6月は重点取組期間です!!

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害!

休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.6万件**と最も多く発生しています。

特徴2 特に高齢者で多く発生!

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の**約3倍**リスクが増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割!

転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。



「平成27年転倒災害による休業期間の割合」労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成

転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
		
<主な原因>	<主な原因>	<主な原因>
<ul style="list-style-type: none">床が滑りやすい素材である。床に水や油が飛散している。ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	<ul style="list-style-type: none">床の凹凸や段差がある。床に荷物や商品などが放置されている。	<ul style="list-style-type: none">大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none">歩行場所に物を放置しない床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く床面の凹凸、段差などの解消	<ul style="list-style-type: none">時間に余裕を持って行動滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行足元が見えにくい状態で作業しない	<ul style="list-style-type: none">作業に適した靴の着用職場の危険マップの作成による危険情報の共有転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

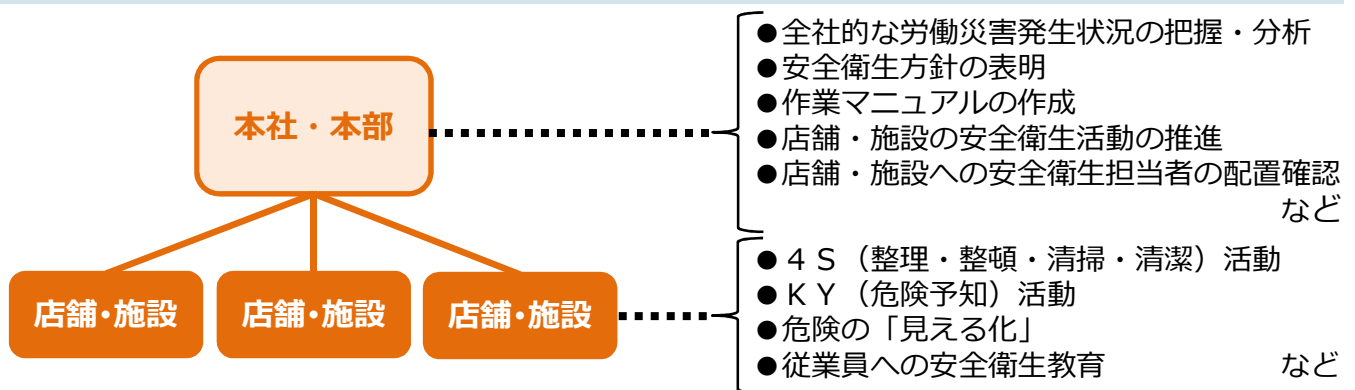
働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

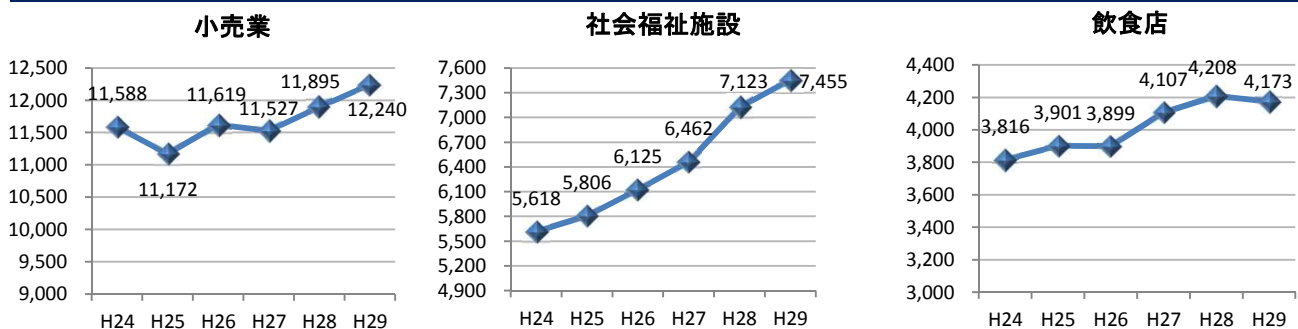
厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上の死傷労働災害件数(12月末現在速報値)

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



チェックリスト

I

本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		☑
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	-
①	4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油污れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

チェックリスト II 店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

チェック項目		☑
1	4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

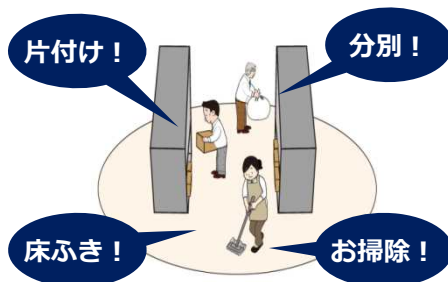
主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

② 4 S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4 S活動」です。
- ◆4 S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



策定例

策定日 平成●●年 月 日
 揭示日 平成●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名
代表者

株式会社●●スーパーマーケット
代表取締役 安全太郎
(自筆で署名しましょう)

③ KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ KYとは「危険（K）・予知（Y）」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（=見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動でつけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆ 墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かれば、そこでは特に慎重に行動することができます。



⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆ 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆ 従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者の配置 (労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも
ご覧ください

- 安全・衛生に関する主な制度・施策紹介
- 安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンフ

検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

STOP！熱中症

平成30年5月～9月

クールワークキャンペーン


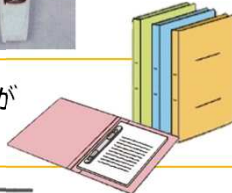




— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業所でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

実施期間：平成30年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、 にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）	
暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。 
作業計画の策定等	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。 
設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備や、ミストシャワーなどの設置、により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
服装等の検討	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。 
教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。 
熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。 
緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

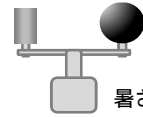
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】農林水産省、国土交通省、環境省

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

暑さ指数を下げるための設備の設置		
休憩場所の整備		
涼しい服装等		
作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣ら しましょう。	
水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
健康診断結果に基づく措置	糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
日常の健康管理等	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気づくことができるようにしましょう。	
労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか

異常時の措置

少しでも異変を感じたら **ためらわずに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**

重点取組期間（7月1日～7月31日）



暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。

特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
水分、塩分を積極的に取りましょう。

各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。

少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましょう。

